

後見支援預金に関する手続については下記記載の
「家庭裁判所及び新宮信用金庫」へお問い合わせください。

裁判所	所在地	電話番号	受付時間
和歌山家庭裁判所 家事書記官室 人訴・後見係	〒640-8143 和歌山市二番丁1番地	073-428-9951(直通電話)	月～金曜 8:30～12:00/13:00～17:00 (祝祭日および12/29～1/3を除く)
津家庭裁判所(本庁) 家裁書記官室 家事受付係	〒514-8526 三重県津市中央3-1	059-226-4711(直通電話)	月～金曜 8:30～17:00 (祝祭日および12/29～1/3を除く)
奈良家庭裁判所(本庁) 後見係	〒630-8213 奈良県奈良市登大路町35	0742-88-6513(直通電話)	月～金曜 9:00～12:00/13:00～17:00 (祝祭日および12/29～1/3を除く)

ホームページのご案内

■ 新宮信用金庫 ホームページ

新宮信用金庫

検索



URL <http://www.shinkin.co.jp/shingu>

新宮信用金庫 店舗所在地

- 本 部 TEL0735-22-2000
〒647-0004 和歌山県新宮市大橋通3丁目1-4
- 徐福支店 TEL0735-21-6263
〒647-0023 和歌山県新宮市蓬莱2丁目1-5
- 佐野支店 TEL0735-31-7055
〒647-0071 和歌山県新宮市佐野1丁目2-21
- 熊野支店 TEL0597-89-1500
〒519-4324 三重県熊野市井戸町385番の1
- 緑ヶ丘支店 TEL0735-21-6110
〒647-0043 和歌山県新宮市緑ヶ丘1丁目8-35

- 本店営業部 TEL0735-22-6191
〒647-0004 和歌山県新宮市大橋通3丁目1-4
- 勝浦支店 TEL0735-52-0123
〒649-5335 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町築地2丁目3-6
- 御浜支店 TEL05979-2-2010
〒519-5204 三重県南牟婁郡御浜町阿田和4265
- 十津川支店 TEL0746-64-0311
〒637-1554 奈良県吉野郡十津川村平谷455

2019年10月現在

後見制度をご利用の皆様へ

後見支援預金



ご本人の財産の適切な管理・利用のための
 後見支援預金のご案内



後見支援預金とは

後見支援預金は、後見制度による支援を受ける方(ご本人)の財産のうち、日常的な支払をするのに必要十分な金銭とは別に、通常使用しない金銭を別管理できる預金です。

成年後見制度と未成年後見制度において利用することができます。(注1)

後見支援預金は、預金の一種ですので、元本は保証され、預金保険制度の保護対象にもなります。なお、後見支援預金(決済用預金)のお取扱いもできます。この場合、全額保護の対象となりますが無利息となります。

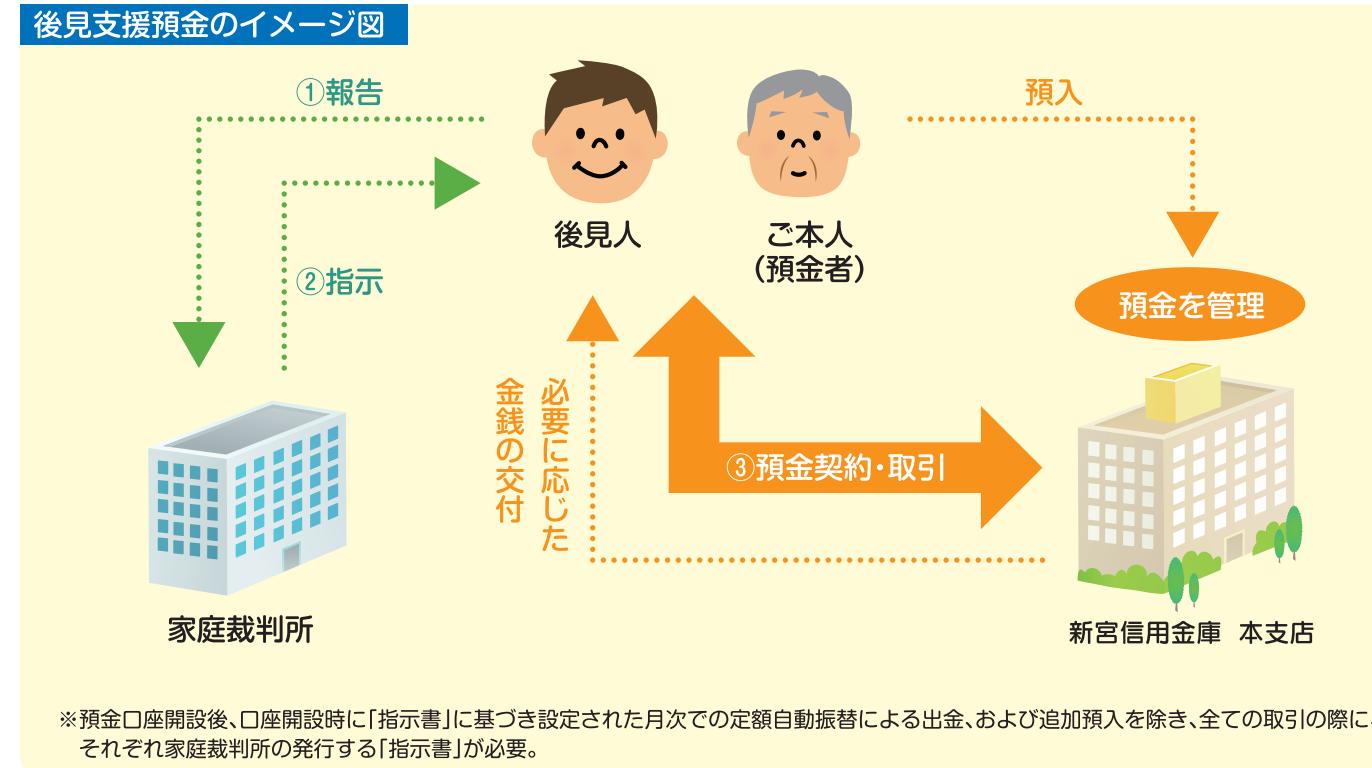
後見支援預金を利用すると、預金の払い戻しや解約を行うには、あらかじめ家庭裁判所が発行する「指示書」が必要となります。

後見支援預金の利用については、家庭裁判所から「指示書」の発行を受けて、信用金庫に「指示書」を提示し、預金口座開設の申込を行います。専門職後見人(弁護士・司法書士等)に限定されず、親族等後見人(家庭裁判所の判断による)のご利用が可能です。

このように、**後見支援預金は、家庭裁判所の関与により、ご本人(被後見人:預金者)の財産について透明性の高い適切な管理ができ、後見人の財産保護・管理にかかる不測のトラブル等を防止します。**

(注1)保佐、補助及び任意後見では利用できません。

後見支援預金のイメージ図



後見支援預金の利用対象者

後見支援預金は、成年後見制度または未成年後見制度の被後見人または未成年被後見人を対象としており、被保佐人、被補助人の方、任意後見制度のご本人は利用することができません。また、後見支援預金は、後見開始の審判を受けた(又は受ける)方の財産の適切な管理・利用のための方法の1つですから、全ての被後見人について利用されるわけではありません。ご本人の財産の適切な管理・利用のための方法としては、他にも後見支援**信託**や弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職を後見人又は後見監督人に選任することなどが考えられます。

後見支援預金の利用に必要な費用

後見支援**信託**を利用する場合には、各信託銀行が定める手数料や信託報酬等が必要となる場合がありますが、後見支援預金の場合には、契約や解約に要する手数料などは一切ありません。ただし、ご本人の収支が安定しないなどの理由により、後見支援預金を利用した方がよいか否かを判断するために、家庭裁判所の判断で、専門職後見人の関与が必要となる場合もあります。この場合は専門職後見人に対し、財産目録や収支予定表の作成から後見支援預金に関する手続までの報酬が必要となります。

後見支援預金を利用するメリット

後見支援預金を利用した場合、日常的な金銭管理に必要な預金口座とは別に、払い戻しについて家庭裁判所の「指示書」が必要となりますので、ご本人の財産を安全・確実に保護することができます。

後見人は、長期にわたるご本人の財産の管理が求められ、後見人にとって大きな負担となる可能性があり、ご本人の財産保護の点で望ましくない状況が生じたり、ご本人の財産管理を巡って、親族間のトラブルに発展する恐れもあります。後見支援預金を利用すると、家庭裁判所の「指示書」が必要となりますので、これらのようない後見人のご負担を軽減することができます。



後見支援預金 Q&A



Q 後見支援預金とはどのようなものですか？

A 家庭裁判所では、ご本人の財産をより適正に管理するため、①後見支援預金を利用するか、②後見支援信託を利用するか、③①又は②のいずれの制度も利用しない場合には、専門職後見人又は専門職後見監督人を選任します。

Q 後見支援預金の口座開設はどうすればいいですか？

A 後見支援預金のご利用は、ご本人のために家庭裁判所へ後見開始（または未成年後見人選任）の申立てがされることが前提です。

家庭裁判所は、新たな申立てがあった場合、または、既に後見人が選任されている場合で、申立人または後見人から後見支援預金を利用したい旨の申出があつたときは、家庭裁判所は、利用することが相当か否かを判断します。

後見支援預金を利用する事となった場合、家庭裁判所がその旨の「指示書」を後見人に対して発行しますので、後見人の方は、その「指示書」を後見支援預金の取扱い信用金庫の本支店にご提示のうえ、口座開設手続をご相談ください。

Q 後見支援預金への預入後、本人に多額の支出が必要になって、後見人が手元で管理している金銭だけでは足りない場合はどうすればよいですか？

A 家庭裁判所に必要な金額とその理由を記載した報告書（書式は家庭裁判所にあります。）を裏付け資料とともに提出してください。家庭裁判所は、報告書の内容に問題がないと判断すれば指示書を発行しますので、それを後見支援預金を利用している信用金庫に提出し、必要な金銭を信用金庫から払い戻してください。

また、ご本人の収支状況の変更により後見支援預金から定期的に送金される金額を変更したい場合や事情により後見支援預金を解約する必要が生じた場合についても、家庭裁判所に報告書（書式は家庭裁判所にあります。）を裏付け資料とともに提出してください。

Q 後見支援預金を利用した場合、後見人の日常的な財産管理はどうなりますか？

A 後見人は、年金の受取や施設入所等のサービス利用料の支払といった日常的に必要な金銭を管理します。ご本人の収入よりも支出の方が多くなることが見込まれる場合には、後見支援預金口座から必要な金額が定期的に送金されるようになります。

Q 後見支援預金への預入後、本人に臨時収入があったり、黒字分が貯まったりして、後見人が管理する金銭が多額になった場合はどうすればよいですか？

A 後見人が管理している口座の残高が増加し、後見支援預金に追加で預け入れる場合は、家庭裁判所の指示書は不要です。後見人が管理する金銭が多額になった場合は家庭裁判所に相談してください。

Q 後見支援預金の預入期間はどのようになっていますか？

A 後見支援預金は、一般的な普通預金と同様の商品であることから、預入期間の定めはありません。商品内容の詳細は、各取扱い信用金庫の窓口等に設置されている商品概要説明書などでご確認いただけます。

Q 後見支援預金を利用する場合の家庭裁判所の後見監督はどうなりますか？

A 後見支援預金を利用する場合も、家庭裁判所は、事案に応じて必要な後見監督を行います。家庭裁判所からいつ報告を求められても対応できるように、収支を帳簿につけたり、領収書や信用金庫から交付・送付される各種報告書（残高報告など）を保管したりするとともに、ご本人の心身の状態や生活の状況を定期的に記録するようにしておいてください。



後見支援預金 商品概要

商品名	後見支援預金 (普通預金)	後見支援預金 (決済用普通預金)
ご利用いただける方	家庭裁判所が後見支援預金の口座開設にかかる「指示書」を交付した方	
適用金利	変動金利(普通預金金利)	無利息
新規口座開設時お持ちいただくもの	<ul style="list-style-type: none"> ●家庭裁判所発行の指示書(謄本) ●後見人のご本人確認資料 ●登記事項証明書(後見登記にかかるもの・原本) ●初回預入金(家庭裁判所の「指示書」記載金額と同額) 	
取扱店舗	全店	
利息の計算方法	毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とした1年を365日とする日割り計算	無利息
税金	利息に対して、20.315% (国税15.315%・地方税5%)相当額の源泉分離課税が適用されます。	—
預金保険の適用	預金保険制度の対象商品です。 元本1,000万円までとその利息等が保護されます。	全額保護されます。
その他注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ●すべての取引(追加預入を除く)は、家庭裁判所の「指示書」に基づく取扱いとなります。なお、口座開設店の窓口以外ではお取引いただけませんが、ATMでの入金および記帳はご利用できます。 *ATMでの入金の取消や金額の訂正はできません。「指示書」に基づく出金の取扱いとなります。 ●この預金口座からの各種料金等の自動引落はできません。 ●預入期間・金額の制限はありません。キャッシュカードは発行いたしません。 ●マル優(非課税)のお取扱いはできません。 ●給与・年金・各種配当金等の受取口座としてのご利用はできません。 ●インターネットバンキング等のご利用はできません。 ●商品の詳細については、店頭または当金庫ホームページに用意しております。 商品概要説明書をご覧ください。 	

後見支援預金を利用する場合の手続の流れ

後見開始または未成年後見人選任の申立て

申立人による後見支援預金利用の申出

家庭裁判所による利用適否の検討

家庭裁判所は、後見支援預金を利用することが相当か否かを判断します。

後見人による報告書の提出

後見人は、後見人選任後に後見事務報告書を提出します。
加えて、①預入金額、②定期交付金額などを設定し、後見支援預金を利用する旨の報告書を提出します。

家庭裁判所による指示書の発行

口座開設・家庭裁判所に報告

- 指示書を、利用する金融機関に提示し、後見支援預金の口座を開設します。
- 口座開設後速やかに、口座の写しなどの資料を添えて家庭裁判所に報告します。

